

## 議案第5号

北名古屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

北名古屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成27年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

### 提案理由

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、教育長が常勤の特別職に位置付けされたため、北名古屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例を適用させるとともに、一般職の職員の給与改正を受けて期末手当の6月と12月における支給率を調整し、また北名古屋市特別職報酬等審議会の答申を受け、特別職職員の給料額を改正するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例  
の一部を改正する条例

北名古屋市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（平成18年北名古屋市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(3) 教育委員会教育長

第4条第2項ただし書中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職名	給料月額
市長	977,000円
副市長	800,000円
教育委員会教育長	710,000円

別表第2及び別表第3中「

市長  
副市長

」を

「

市長  
副市長  
教育委員会教育長

」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の

一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の北名古屋市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例第1条、別表第1教育委員会教育長の項、別表第2及び別表第3の規定は適用せず、改正前の北名古屋市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例第1条、別表第2及び別表第3の規定は、なおその効力を有する。